

新

(移動電気通信事業に係るリスク及び事業者の財務状況に係るリスクを勘案した値)

(新設)

第三条 規則第九条第四項に規定する移動電気通信事業に係るリスク及び事業者の財務状況に係るリスクを勘案した値は、次の表の左欄に掲げる接続料を算定する事業者の別に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる方法により算定した値とする。

接続料を算定する事業者 算定の方法

株式会社NTTドコモ 次の方法により算定したβ

$$\beta = \frac{\sum_{d \in ds} (\Delta x_d - \bar{Dx})(\Delta m_d - \bar{Dm})}{\sum_{d \in ds} (\Delta m_d - \bar{Dm})^2}$$

$$\Delta x_d = \frac{x_d - x_{d\text{の前取引日}}}{x_{d\text{の前取引日}}}$$

$$\bar{Dx} = \frac{\sum_{d \in ds} \Delta x_d}{ds\text{ の要素数}}$$

$$\Delta m_d = \frac{m_d - m_{d\text{の前取引日}}}{m_{d\text{の前取引日}}}$$

$$\bar{Dm} = \frac{\sum_{d \in ds} \Delta m_d}{ds\text{ の要素数}}$$

ds : 当該βを算定に用いる期待自己資本利益率の算定に係る事業年度（以下「期待自己資本利益率算定年度」という。）以前3年度に含まれる、東京証券取引所の全取引日

x_d : 株式会社NTTドコモの東京証券取引所における株価の取引日 d の最終価格（取引日から期待自己資本利益率算定年度の最終日までの期間において株式併合又は株式分割が行われた場合には、期待自己資本利益率算定年度の最終日における一株当たりの価格となるよう調整した最終価格）

 m_d : 東証株価指数の取引日 d の最終価格

株式会社NTTドコモ以外の電気通信事業者

次の方針により算定したβ

$$\beta = \frac{1 + (1 - T) \frac{D_{net}}{E}}{1 + (1 - T_0) \frac{D_{net0}}{E_0}} \cdot \beta_0$$

 D_{net} : 事業者の期待自己資本利益率算定年度における純有利子負債（有利子負債から現金及び預金を

減じたもの又は0のいずれか高い方。以下同じ。)

E : 事業者の期待自己資本利益率算定年度における純資産

T : 事業者の期待自己資本利益率算定年度における法定実効税率

D_{neto} : 株式会社NTTドコモの期待自己資本利益率算定年度における純有利子負債

E_0 : 株式会社NTTドコモの期待自己資本利益率算定年度における純資産

T_0 : 株式会社NTTドコモの期待自己資本利益率算定年度における法定実効税率

β_0 : 前項に掲げる株式会社NTTドコモの β

2 前項の算定に用い、資産、負債及び純資産の額は、それぞれ第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成二十三年総務省令第二十四号）に基づき整理された貸借対照表に計上やれた期首及び期末の額の合計を一一で除したもの用いるものとする。この場合において、有利子負債の額に含める勘定科目は、社債、借入金及びリース債務のいずれかに該当する」とが客観的に認められるものに限る。

○総務省告示第三十七号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十三条の九の三の規定に基づき、総務大臣が定める様式を次のように定め、第二種指定電気通信設備接続料規則及び電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年総務省令第五号）の施行の日（平成二十九年二月十五日）から施行する。

平成二十九年二月十五日

電気通信事業法施行規則第二十三条の九の三の規定に基づき総務大臣が定める様式は、次のとおりとする。

総務大臣 山本 早苗

様式第1

項目	原価及び利潤の前々算定期間の β	原価及び利潤の前算定期間の β	原価及び利潤の算定期間の β
ds	開始日 終了日		
β_0			
D_{net0} (単位：円)			
E_0 (単位：円)			
T_0			
$1 + (1 - T_0) \frac{D_{net0}}{E_0}$			
D_{net} (単位：円)			
E (単位：円)			
T			
$1 + (1 - T) \frac{D_{net}}{E}$			
β			

注1 「 β 」は、第二種指定電気通信設備接続料規則（平成28年総務省令第31号）第9条第4項に規定するものをいう。

2 「ds」は、 β を算定に用いる期待自己資本利益率の算定に係る事業年度（以下、「期待自己資本利益率算定年度」という。）以前3年度に含まれる、東京証券

取引の全取引日とする。

3 「ds」及び「 β 」以外の項は、当該項の値を算定に用いる場合に記載すること。

4 「 β_0 」は、 β の算定に用いた、株式会社NTTドコモの β とする。

5 「 D_{net0} 」、「 E_0 」、「 T_0 」、「 D_{net} 」、「 E 」及び「 T 」の項は、様式第2により算定された値を用いること。

項目	数値	
株式会社N T T ドコモ 期首値 (単位：円)	有利子負債	該当する勘定科目
	合計	
	現金及び預金	該当する勘定科目
	合計	
純有利子負債 純資産	純有利子負債	
	純資産	
	有利子負債	該当する勘定科目
	合計	
期末値 (単位：円)	現金及び預金	該当する勘定科目
	合計	
	純有利子負債	
	純資産	
平均値 (単位：円)	純有利子負債 (D_{neto})	
	純資産 (E_0)	
	法定実効税率 (T_0)	
	法定実効税率 (T)	
事業者 期首値 (単位：円)	有利子負債	該当する勘定科目
	合計	
	現金及び預金	該当する勘定科目
	合計	
事業者 期末値 (単位：円)	純有利子負債	
	純資産	
	有利子負債	該当する勘定科目
	合計	
事業者 平均値 (単位：円)	現金及び預金	該当する勘定科目
	合計	
	純有利子負債	
	純資産	
事業者 法定実効税率 (T)	純有利子負債 (D_{net})	
	純資産 (E)	
	法定実効税率 (T)	
	法定実効税率 (T)	

注1 株式会社N T T ドコモ以外の事業者が作成すること。

- 2 原価及び利潤の算定期間、原価及び利潤の前算定期間並びに原価及び利潤の前々算定期間ごとに作成すること。
- 3 「該当する勘定科目」の項は、必要に応じ、適宜増減すること。